議案第41号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の57の項の次に次のように加える。

57の2 食品製造業等取締条例	弁当等人力販売業許	1件につき	8, 8	許可申請のとき。
第5条第1項及び第2項の規定	可申請手数料	00円		
に基づく弁当等人力販売業の許	弁当等人力販売業許	1件につき	5, 4	許可更新申請のとき。
可の申請に対する審査(卸売市	可更新申請手数料	00円		
場外営業に限る。)				
57の3 食品製造業等取締条例	弁当等人力販売業許	1件につき	1, 4	交付申請のとき。
第5条の2第1項及び第3項の	可済証交付手数料	00円		
規定に基づく弁当等人力販売業	弁当等人力販売業許	1件につき	1, 1	再交付申請のとき。
者に対する許可済証の交付(卸	可済証再交付手数料	00円		
売市場外営業に限る。)				

別表第1の58の項中「第5条第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(提案理由)

弁当等人力販売業許可申請手数料を定める等の必要がある。